

これまでの守口市における空き家に対する取り組み

これまでの経過

H27 空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）



H29 守口市空家等対策計画の策定



H30 守口市空き家バンクの開始
（公益社団法人）全日不動産協会、大阪府宅地建物取引業協会と
空家等対策に関する協定を締結



R4 守口市空家等対策計画改定版の策定

これまでの経過

R4 守口市空家等対策計画改定版の策定



R5 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正 12月施行

【主な改正内容】

- ・ 空家等活用促進区域の設定
- ・ 管理不全空家の指導、勧告
- ・ 財産管理人による空家の管理、処分
- ・ 特定空家等への緊急代執行の追加
- ・ 空家等管理活用支援法人の指定



R6 空家特措法の法改正を踏まえた守口市の今後の対応方針を協議会で説明
守口市空き家セミナー相談会を開催



R7 NPO法人大阪府空き家相談センターと空家等対策に関する協定を締結
法改正を踏まえた守口市空家等対策計画〔中間見直し改定版〕（素案）の策定

空き家対策の取組み

令和6年度 守口市空き家セミナー相談会



【空き家で困らないために、今から考えてみませんか？】

少子高齢化などにより空き家は今後も増える見込みです。半数以上の空き家は相続を契機に発生しており、誰かが空き家所有者になる可能性があります。空き家を適切に維持するには大きな費用がかかります。空き家で困らないために、今から考えてみませんか？

開催日 令和7年1月18日(土)

参加
無料

会場 守口市役所1階 会議室103

プログラム

セミナー 14:00～15:50

- ① ほったらかし不動産について
講師：衣川 育良
(公社)全日本不動産協会大阪府本部
- ② 空き家の活用の前提としての権利関係
～相続登記が義務になりました～
講師：河田 真一
大阪司法書士会

悩む前に相談
しましょう！



個別相談会 15:50～16:20 (要予約)
(一社)大阪府宅地建物取引業協会 辻本・西藤

空き家対策の取組み

関係団体との取組み



令和7年7月8日に特定非営利活動法人 大阪空き家相談センターと空家等対策に関する協定を締結し、現在3団体と同内容で協定しているところである。

毎月第4月曜日に実施している、全日不動産協会による空き家不動産相談会をおり、今年度の現時点では78件の建物所有者から相談を受けている。

今後の予定

R7 NPO法人大阪府空き家相談センターと空家等対策に関する協定を締結
法改正を踏まえた守口市空家等対策計画〔中間見直し改定版〕（素案）の策定



R8 守口市空家実態調査の実施予定（予算要求中）



R9 守口市空家等対策計画の改定版策定作業



R10 守口市空家等対策計画改定版の公表

特定空家の認定及び措置状況

年度	認定件数	措置の内容	現在の状況
令和3年度	3件	助言・指導 (法第22条第1項)	3件とも除却済み (令和3年度：2件、令和5年度：1件)
令和4年度	8件	助言・指導 (法第22条第1項)	7件が除却済み (令和5年度：1件、令和6年度：6件) 1件が補修済み (令和5年度：1件)
令和5年度	3件	助言・指導 (法第22条第1項)	2件が除却済み (令和6年度：2件) 1件が未完了 (法第22条第2項に基づく勧告)
令和6年度	0件		

スライドにて紹介